

別紙 1

令和 7 年度中小事業者の B C P 策定支援業務委託 参加仕様書

1 委託業務の名称 令和 7 年度中小事業者の B C P 策定支援業務

2 委託業務の目的

この業務は、三重県の中小企業・小規模企業における事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするための防災・減災対策を促進するために、中小企業・小規模企業を対象に、B C P（事業継続計画）等の重要性を理解すると共に、その実効性を高めるノウハウを習得することで、顧客からの信用維持及び災害対応力の向上、そしてさらなる企業価値の維持・向上につながることを目的とします。

3 委託業務の概要

(1) 委託期間

契約日から令和 8 年 2 月 1 3 日（金）まで

(2) 委託業務の内容

別添「業務仕様書」のとおり

4 契約上限額 2, 0 7 0, 8 0 3 円（消費税及び地方消費税を含む）

5 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

(1) 参加者資格

(ア) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

(イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

(ア) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

(イ) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

(ウ) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

6 企画提案コンペの実施方法

提案者は下記に定める書類を提出期限までに提出すること。三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「令和 7 年度中小事業者の B C P 策定支援業務 企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査のうえ、最優秀提案を選定する。

(1) 企画提案コンペ参加資格確認の申請

(ア) 提出書類

① 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第 1 号様式）

② 「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、または「代表者事項証明

書」のうち、いずれかの写し

③ 共同事業体協定書兼委任状（第2号様式）

※共同事業体等、複数者から成る組織による申請の場合に提出が必要。また、上記様式とともに事業体の組織改定や会則、契約書等の写しを添付すること。

(イ) 提出期限 令和7年8月5日（火）12時まで

(ウ) 提出先 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

(エ) 提出方法 持参又は郵便、民間事業者による信書便

(オ) 結果通知 令和7年8月18日（月）までに電子メールで通知する。

(2) 企画提案書等の提出

(ア) 提出書類及び部数 各9部（正本1部、写し8部）

① 企画提案書（任意様式）

別添業務仕様書の内容をふまえ、可能な限り具体的に提案すること。

また、日本産業規格A4版（A3版による折り込み可）、両面印刷、長辺綴じ、文字サイズ12ポイント以上、表紙を含め20ページ以内とすること。

② 見積書（任意様式）

A4版1枚又は2枚（両面綴じ）とし、次のとおり作成すること。

(ア) 別添仕様書の内容に沿って作成すること。

(イ) 単価・数量を示すなど、できる限り積算根拠を明確にすること。

(ウ) 金額は、消費税及び地方消費税（相当額）を除いた金額を記載すること。（契約希望金額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てること。）

③ 委託業務実施スケジュール（工程表）

④ 業務体制

⑤ 提案事業者の概要書

提案事業者の組織や沿革、事業等が分かるパンフレット等の資料を提出すること。

(イ) 提出期間

参加資格確認結果の通知から令和7年8月25日（月）12時まで

(ウ) 提出先 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

(エ) 提出方法 持参又は郵便、民間事業者による信書便

(3) 選定のための評価基準

審査に当たっては、以下の諸点を重視して総合的に評価することとする。

(ア) 的確性（5点）

・中小企業・小規模企業において災害対応力の向上が実現するための的確かつ有効的な提案がなされているか。

(イ) 企画性（5点×2）

・自社の持つノウハウ等の強みが活かされた提案がなされているか。

(ウ) 専門性（5点×2）

・多様な業種の中小企業・小規模企業に対し、BCP（事業継続計画）等の重要性や実効性を高めるための専門的な知見やスキル、指導力等を有しているか。

(エ) 業務推進性（5点）

・経営面及び技術面から実現可能な提案がなされているか。

・実施スケジュールが具体的であり、計画を確実に実行できる体制が整備された提案がなされているか。

(オ) 経済性（5点）

- ・費用対効果の観点から、事業予算額は効率的であるか。
- ・見積額及び積算内訳・根拠は適当であるか。

(4) 第1次審査（書面審査）の実施

提案者が5者を超えた場合、適否評価及び企画提案書等による書類審査を行う。審査の結果は、全ての提案者に速やかに通知する。第1次審査により落選とされた提案は選定対象から除外し、第2次審査は行わない。

- (ア) 実施日時 令和7年9月1日（月）午後（予定）
- (イ) 実施場所 三重県津市広明町13番地 8階 雇用経済部会議室
- (ウ) 結果通知 令和7年9月3日（水）17時までに電子メールで通知する。

(5) 第2次審査（プレゼンテーション審査）の実施

提案者によるプレゼンテーションを実施し、最優秀提案者を決定する。プレゼンテーション審査に参加した全ての提案者に速やかに通知する。

- (ア) 実施日時 令和7年9月5日（金）午後（予定）
- (イ) 実施場所 三重県津市広明町13番地 8階 雇用経済部会議室

7 質疑応答

本企画提案コンペにかかる質問事項の取扱いについては、下記のとおりとする。

- (1) 質問の受付期間 令和7年7月25日（金）12時まで
- (2) 質問の方法 電子メールで提出すること。
- (3) 質問に対する回答

質問内容に対する回答は、令和7年7月31日（木）12時までに三重県ホームページの「企画提案コンペ等公告」に掲載する。質問申請の有無にかかわらず、企画提案書等を提出する前に、質問内容に対する回答ページを確認すること。

8 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの）の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

9 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、三重県会計規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当すると

きを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書の提出を求める場合がある。

（３）契約書は２通作成し、双方各１通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。（契約金額に１円未満の端数が生じたときは、切り捨てること。）

（４）契約は、三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課において行う。

10 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

11 契約代金の支払い方法及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

12 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

13 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第３条又は第４条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

14 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- （１）受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団排除措置要綱」第２条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - （ア）断固として不当介入を拒否すること。
 - （イ）警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - （ウ）発注所属に報告すること。
 - （エ）契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。
- （２）契約締結権者は、受注者が（１）（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第７条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

15 その他

- （１）契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- （２）成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- （３）委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとする。
- （４）委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報保護法第１７６条、第１８０条及び第１８４条により罰則があるので留意すること。

と。

16 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

中小企業・サービス産業振興班 担当：伊藤、松本、吉川

Tel：059-224-2534 FAX：059-224-2078 E-mail：chusho@pref.mie.lg.jp